

きさく苑短期入所生活介護施設 (ショートステイ)

重要事項説明書

目 次	
1. 事業者概要	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 提供するサービスと利用料金	3
5. 併設事業	8
6. 苦情の受付	9
7. サービス提供の流れ	9
8. サービス提供における事業者の義務	10
9. サービス利用に関する留意事項	10
10. サービス利用をやめる場合	11
11. 緊急時・事故発生時の対応	12
12. 非常災害対策	12
13. 個人情報保護について	12

きさく苑短期入所生活介護施設 重要事項説明書

当施設は、介護保険の指定を受けています。
(札幌市指定 第0170500326号)

当施設は、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 鶴翔福祉会
- (2) 法人所在地 札幌市白石区川下2128番地2
- (3) 電話番号 011-875-8838
- (4) 代表者氏名 理事長 大船 正博
- (5) 設立年月 平成9年8月1日
- (6) 敷地 8,868㎡
- (7) 建物 鉄筋コンクリート3階建 5,579.59㎡
- (8) 交通機関
 - ・ JRバス 地下鉄菊水駅→東米里下車徒歩10分
 - ・ 中央バス 地下鉄白石駅→東米里下車徒歩10分

2 施設の概要

- (1) 施設の種類 短期入所生活介護施設

※当施設は、特別養護老人ホームきさく苑に併設されています。

- (2) 目的

指定短期入所生活介護施設は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所サービスを提供します。

- (3) 名称 きさく苑短期入所生活介護施設
- (4) 所在地 北海道札幌市白石区川下2128-2
- (5) 電話番号 011-875-8838
- (6) 施設長(管理者)氏名 川崎 祥子

(7) 運営方針

当施設では、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるように努めます。

(8) 開設年月 平成9年8月1日

(9) 利用定員 10人

(10) 営業日及び営業時間

営業日 年中無休
問い合わせ受付時間 8:30～17:30
送迎 9:00～17:00

(11) 居室の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しております。入居される居室は、個室又は、2人部屋ですが、個室への入居を希望される場合は、その旨お申し出ください。(ただし、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	20室	従来型個室 特別養護老人ホームと併設
2人部屋	37室	多床室 特別養護老人ホームと併設
食堂	4室	
機能訓練室	1室	
浴室	3室	
医務室	1室	
静養室	1室	
洗濯乾燥室	1室	
面接室	1室	

3 主な職員の配置状況(特養とショートステイ)

当施設では、以下の職種の職員を配置しています。

職種	員数	備考
1 施設長(管理者)	1名(常勤)	
2 生活相談員	4名(常勤)	内2名は、介護支援専門員(特養)
3 看護職員	4名(常勤)	
4 介護職員	35名(常勤)	
5 機能訓練指導員	1名(常勤)	
6 医師	1名(嘱託)	
7 管理栄養士	2名(常勤)	
8 調理員	8名(委託)	
9 事務員	3名(常勤)	

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、食費、滞在費を除き、9割（但し課税世帯の中で一定所得額以上と認められた場合は8割もしくは7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食 事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としております。（食事時間は朝食8時～、昼食12時～、夕食18時～提供となります。）

②居室の提供

③入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・一般浴・リフト浴・個浴・介助浴・特浴があり、身体状況に合わせたお風呂をご提供いたします。

④排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤健康管理

- ・看護職員が健康管理を行います。

⑥ 口腔ケア

- ・食事の後には、口の中の清潔の保持や肺炎防止のため、歯みがき、うがい、入れ歯の手入れ、舌苔（舌の表面にある白いもの）の除去を行います。ご本人様の身体状況により歯みがき等が難しい場合には、ガーゼを湿らせて口の中をきれいにします。

⑦機能訓練

- ・看護職員等が心身機能に合わせて必要な生活リハビリや訓練を行います。

⑧レクリエーション

- ・介護職員等により楽しみながら生きがい活動を行います。

⑨その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が遅れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

○基本報酬：介護度や負担割合に応じて下記の料金を基本報酬として頂いています。

	要介護度	1 割負担	2 割負担	3 割負担
基本報酬 (1日あたり)	介護1	603 円/日	1,206 円/日	1,809 円/日
	介護2	672 円/日	1,344 円/日	2,016 円/日
	介護3	745 円/日	1,490 円/日	2,235 円/日
	介護4	815 円/日	1,630 円/日	2,445 円/日
	介護5	884 円/日	1,768 円/日	2,652 円/日

○加算項目：上記基本報酬に加えて下記の加算を頂いております。

※項目によっては条件が整い次第や個別で頂く加算もございます。

	加算内容	1 割負担	2 割負担	3 割負担
加算項目	短期入所生活送迎加算 (送迎利用された場合)	184円/回	368円/回	552円/回
	送迎を利用される場合には、送迎加算（が介護サービス費に加算されます。			
	短期生活サービス提供体制加算Ⅲ	6円/日	12円/日	18円/日
	職員の配置状況により加算があります。この加算は職員の入退職等により月によって金額が変わります。いずれの条件も満たさない場合にはこの加算はありません。※体制については別表参照			
	短期生活夜勤職員配置加算Ⅰ	13円/日	26円/日	39円/日
	きさく苑では、夜勤（午後5時から翌朝9時まで）を行う職員を基準より1人以上多く配置しております。			
	短生緊急短期受入加算 (条件により)	90円/日	180円/日	270円/日
	短期生活長期利用者提供減算 (条件により)	30円/日	60円/日	90円/日
	やむを得ない事情により一定の日数以上帰宅する等が出来ずに連続で30日を超えてご利用される場合1日辺り約31円が減算されます。			
介護職員処遇改善加算Ⅰ	上記の他に、介護職員処遇改善加算として、所定単位数（総単位数）の1000分の140の単位数が加算されます。			

※体制加算Ⅲ要件

- ①介護福祉士が80%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上のいずれかに該当すること。
②介護福祉士が60%以上であること。
③介護福祉士が50%以上または、常勤職員が75%以上、または勤続7年以上の職員が30%以上のいずれかに該当すること。
⇒①を満たす場合に1日あたり約23円（介護サービス費2割負担の場合は約45円、3割負担の場合は67円）を、②を満たす場合に1日あたり約19円（介護サービス費2割負担の場合は約37円、3割負担の場合は約55円）を、③を満たす場合には1日あたり約7円（介護サービス費2割負担の場合は約13円、3割負担の場合は約19円）を、「サービス提供体制強化加算」としていずれかの額をいただきます。

○食費・居室料金について

☆きさく苑では、**1日当たりの食費を1,562円（第4段階の方）と1,445円（第3段階以下の方）**となっています。

個室の居住費を1,231円、2人部屋の居住費を915円で設定しております。

・所得段階が第1～3段階の方については、負担限度額認定（次ページ参照）を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。きさく苑が設定した額との差額は、介護保険からきさく苑に支給されます（特定入所者介護サービス費）。

・第4段階の方の食費については、**1日あたりの金額1,562円**の内訳を、**朝食478円、昼食553円、夕食531円**。

・第3段階以下の方の食費については、**1日あたりの金額1,445円**の内訳を、**朝食440円、昼食515円、夕食490円**とし、実際に食事をされた分を請求させていただきます（すでに食事を発注し、準備の都合上、取り消しができない場合は料金をいただきます）。

但し、所得段階が第1～3段階の方は、食費の限度額を超えて請求することはありません（支給限度額を超えて利用された場合を除く）

☆介護サービス費、食費、滞在費について、市町村から認定されている方については、さらに負担が軽減されます（社会福祉法人による軽減措置）。軽減の対象となるための要件は、年間所得が150万円以下（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）で、預貯金の額が350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下であることなどとなっておりますが、詳しくは担当者にご相談下さい。

<サービス利用料金（1日当たり）>（介護サービス費1割負担の場合）

サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度と、収入に応じて市町村が定めた段階（所得段階）によって異なります。

2 人部屋ご利用の場合

所得段階／要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	介護サービス費	632円	702円	776円	848円	918円
	食費	300円	300円	300円	300円	300円
	滞在費	0円	0円	0円	0円	0円
	合計	932円	1,002円	1,076円	1,148円	1,218円
第2段階	介護サービス費	632円	702円	776円	円	円
	食費	600円	600円	600円	600円	600円
	滞在費	430円	430円	430円	430円	430円
	合計	1,692円	1,732円	1,806円	1,878円	1,948円
第3段階（1）	介護サービス費	632円	702円	776円	848円	918円
	食費	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	滞在費	430円	430円	430円	430円	430円
	合計	2,122円	2,192円	2,266円	2,338円	2,408円
第3段階（2）	介護サービス費	632円	702円	776円	848円	918円
	食費	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
	滞在費	430円	430円	430円	430円	430円
	合計	2,422円	2,432円	2,506円	2,578円	2,658円
第4段階	介護サービス費	632円	702円	776円	848円	918円
	食費	1,562円	1,562円	1,562円	1,562円	1,562円
	滞在費	915円	915円	915円	915円	915円
	合計	3,169円	3,179円	3,253円	3,325円	3,395円

個室ご利用の場合

所得段階／要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	介護サービス費	632円	702円	776円	848円	918円
	食費	300円	300円	300円	300円	300円
	滞在費	380円	380円	380円	380円	380円
	合計	1,312円	1,352円	1,446円	1,528円	1,598円
第2段階	介護サービス費	632円	702円	776円	円	円
	食費	600円	600円	600円	600円	600円
	滞在費	480円	480円	480円	480円	480円
	合計	1,772円	1,782円	1,859円	1,928円	1,998円
第3段階 (1)	介護サービス費	632円	702円	776円	848円	918円
	食費	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	滞在費	880円	880円	880円	880円	880円
	合計	2,572円	2,642円	2,656円	2,788円	2,858円
第3段階 (2)	介護サービス費	632円	702円	776円	848円	918円
	食費	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
	滞在費	880円	880円	880円	880円	880円
	合計	2,872円	2,882円	2,930円	3,028円	3,098円
第4段階	介護サービス費	632円	702円	776円	848円	918円
	食費	1,562円	1,562円	1,562円	1,562円	1,562円
	滞在費	1,231円	1,231円	1,231円	1,231円	1,231円
	合計	3,485円	3,495円	3,569円	3,613円	3,651円

＜サービス利用料金（1日当たり）＞（介護サービス費2割負担の場合）

契約書の所得段階第4段階（課税世帯）に該当する利用者様の中で一定以上の収入基準により介護サービス費2割負担に該当する利用者様は下記の料金表のとおり、介護サービス費から介護保険給付額を除いた金額と、食費、滞在費の合計金額をお支払いいただきます。

2人部屋ご利用の場合

所得段階／要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	介護サービス費	1,264円	1,404円	1,552円	1,696円	1,836円
	食費	1,562円	1,562円	1,562円	1,562円	1,562円
	滞在費	915円	915円	915円	915円	915円
	合計	3,741円	3,881円	4,029円	4,173円	4,313円

個室ご利用の場合

所得段階／要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	介護サービス費	1,264円	1,404円	1,552円	1,696円	1,836円
	食費	1,562円	1,562円	1,562円	1,562円	1,562円
	滞在費	1,231円	1,231円	1,231円	1,231円	1,231円
	合計	4,057円	4,197円	4,345円	4,489円	4,629円

<サービス利用料金（1日当たり）>（介護サービス費3割負担の場合）

契約書の所得段階第4段階（課税世帯）に該当する利用者様の中で一定以上の収入基準により介護サービス費3割負担に該当する利用者様は下記の料金表のとおり、介護サービス費から介護保険給付額を除いた金額と、食費、滞在費の合計金額をお支払いいただきます。

2 人部屋ご利用の場合

所得段階／要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	介護サービス費	1,869円	2,106円	2,328円	2,544円	2,754円
	食費	1,562円	1,562円	1,562円	1,562円	1,562円
	滞在費	915円	915円	915円	915円	915円
	合計	4,373円	4,583円	4,805円	5,021円	5,231円

個室ご利用の場合

所得段階／要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	介護サービス費	1,869円	2,106円	2,328円	2,544円	2,754円
	食費	1,562円	1,562円	1,562円	1,562円	1,562円
	滞在費	1,231円	1,231円	1,231円	1,231円	1,231円
	合計	4,689円	4,899円	5,121円	5,337円	5,547円

☆世帯員の数に変更があった場合には、所得段階の変更が生じる場合がありますので、担当者にご連絡下さい。

☆介護保険制度の改正により、ご利用者様の負担額が変更される場合があります。

☆上記の金額はあくまで1日あたりの目安であり、請求手続上、金額に多少の変動が生じる場合があります。

(2) 介護保険の給付対象とならない対象外サービス

ア 理容・美容

月に2回、理髪・美容サービスをご利用いただけます。

- ・カット 1,980円 ・カット、顔そり 2,310円 ・毛染め 4,950円
- ・パーマ 5,500円

※毛染めとパーマについては、髪の長さによって金額が変動する場合があります。

イ 日常生活費・教養娯楽費

個人使用分は、実費をいただきます。

ウ レクリエーション活動

ご利用者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。材料費は、実費をいただきます。

エ その他

上記料金にないものについては、その都度協議させていただきます。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更する事由についてご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用につきましては、毎月10日前後に請求書を発行します。

請求月27日までに、お支払いください。

お支払い方法は、登録口座からの自動引落としとなります。

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として次の料金をいただく場合があります。ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、施設の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供できない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止できます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- ① 障害者支援施設 ② 障害者短期入所施設
- ③ 特別養護老人ホーム

6 苦情の受付

当施設における苦情やご相談を受け付けます。

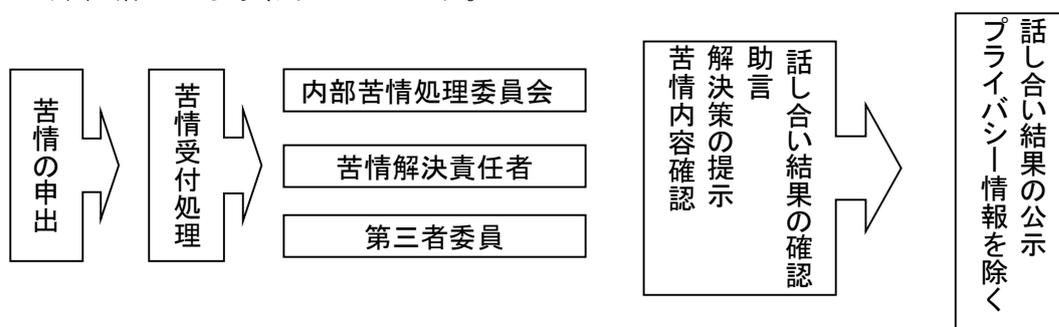
(1) 当施設の苦情受付の窓口

担当者：生活相談員

また、1階公衆電話横に苦情申出書を設置してあります。

(2) 苦情処理の体制及び手順

当法人には、第三者の公的立場の委員を交えた第三者委員会と施設職員のみで構成される内部苦情処理委員会があります。



(3) 第三者委員会による苦情受付

当法人が設置する第三者委員会の委員に、直接苦情を申し立てることができます。

(4) 行政機関その他苦情受付機関

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| ①札幌市役所 | 0 1 1 - 2 1 1 - 2 5 4 7 (介護保険課) |
| ②白石区役所 | 0 1 1 - 8 6 1 - 2 4 0 0 (保健福祉課) |
| ③北海道国民健康保険団体連合会 | 0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 6 1 (苦情処理担当) |

7 サービス提供の流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合は、その内容を踏まえ、入所後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。

8 サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- | | |
|---|--|
| ① | ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。 |
| ② | ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師、看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。 |
| ③ | 火災、地震等の非常災害に関して、具体的な計画を立て定期的に消化、避難及び救出その他必要な訓練を行います。 |
| ④ | ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともにご利用者または代理人の請求に応じて閲覧していただきます。 |
| ⑤ | ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、身体等を拘束する場合があります。 |
| ⑥ | 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族などに関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。 |

9 サービス利用に関する留意事項

当施設ご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

- 敷地内での喫煙は防災上の理由から、固くお断りしています。

10 サービス利用をやめる場合

入所中の有効期間は入所の日から6か月間ですが、期間満了の2日前までに入所者から解約の申し入れがない場合には、契約は更に6か月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

入所期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、入所が終了します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご利用者が死亡した場合② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ ご利用者から解約の申し出があった場合⑦ 事業者から解約を申し出た場合 |
|--|

(1) ご利用者からの解約の申し出

入所期間中であっても、ご利用者から利用の解約することができます。その場合には、退所を希望とする日の7日前までに事業者に出してください。ただし、以下の場合には、即時に解約することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外のサービスの利用料金の変更に同意できない場合② 施設の運営規程の変更に同意できない場合③ ご利用者が入院された場合④ ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく短期入所生活介護サービスを実施しない場合⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑦ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑧ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2) 事業者からの解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、入所の解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご利用者が、入所時にその心身状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、入所を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月遅延し、事業者からの催告にもかかわらず、これが支払われない場合③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、入所を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

11 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供期間中に、ご利用者の体調や病状が急変した場合やその他緊急に必要な場合には、ご家族へ速やかに連絡を行います。

また、万一事故が発生した場合には、ご家族、市町村、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）等に対して連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、再発を防ぐための対策を講じることとします。

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

12 非常災害対策

きさく苑では、普段から火災が発生しないよう火気の取り扱いには細心の注意を払うよう努めておりますが、万一火災が発生した場合に被害を最小限に抑えるため、法令に基づくスプリンクラーや消火器等の消防設備を設置するとともに、定期的に避難及び救出の訓練を実施しています。また、建物やエレベーター、電気設備等の点検も定期的に行い、飲料水の備蓄もしています。

13 より良い介護を行うための取り組み

当施設では、厚生労働省の基準に基づき、以下の3つの委員会を設けるとともに、職員の研修を行い、より質の高い介護の提供に努めています。

I 環境衛生委員会

感染症や食中毒の予防・まん延防止のために、定期的に委員会を開催し、職員に対して研修を実施しています。

II 安全対策委員会

当苑では、「安全対策の指針」を作成し、介護事故等の防止のための委員会を開催し、職員に対して研修を実施しています。

III 虐待防止委員会

虐待の予防と対策のため、人権意識、知識や技術向上のための研修を行います。また、定期的に、虐待防止委員会を開催し、虐待を未然に防ぐ様実施しています（身体拘束に関する事項も含む）。

14 個人情報保護について

①きさく苑では、介護サービス等提供のため、ご利用者やご家族に関して知り得た情報を以下の場合に利用させていただきます。

- ・介護報酬請求等、公的機関への届出や代行等
- ・ご利用者の病院への受診や入院に対応するため、協力病院等の医療機関への情報の提供
- ・当法人が委託する給食、理美容、洗濯業者等への情報の提供
- ・実習生やボランティア活動を受け入れる際の必要な情報提供
- ・その他ご利用者等が希望する各種届出の際の代行等

②個人情報について、ご本人から開示、訂正の請求があった場合は、特別の理由がない限り開示、訂正をいたします。また、情報が不正確な場合は、正確なものに訂正させていただきます。

③その他

- ・職員や実習生等には、知り得た個人情報の守秘義務を遵守するよう指導しております。
- ・ホームページへ行事等の写真を掲載する場合には、個人を特定できないよう画像を加工します。
- ・広報誌発行など、上記以外の目的で使用する場合には、その都度同意を得ることとします。
- ・娯楽を目的として、行事等の写真を苑内に掲示したり、行事で撮影したビデオを上映したりすることがあります。諸事情により、第三者に知られたくない情報等がある場合には、ご相談下さい。